なお、流通コストの低減の推進に当たっては、各段階でのコストを明確化するとともに、産地においてもコスト意識をもって流通コストの低減に取り組むことが必要である。

さらに、生産から小売りまでの一貫した取引の電子化を進めつつ、電子タグ等の活用により、取引情報と物流の合理化を推進することが重要である。

その他、流通の現状における果実の評価基準が、外観のみならず糖度・酸度等多様化しており、品目によっては中・小玉果の評価が高い場合もあることから、現行の果実の全国標準規格については、廃止も含め、規格の見直しを検討する。

2　果実の加工の合理化

⑴　高品質果実加工品による新たな需要開拓

国産果実加工品については、輸入品と比較して供給量、価格面で大きな差があることから、多様化する消費者ニーズに対応しつつ、国産ならではの商品開発など新たな需要開拓を促進する。例えば、果汁といった既存の製品であっても、競合品目との差別化・ブランド化を図るため、ストレート果汁等高品質果実加工品の生産を推進するとともに、果皮等に含まれる有効成分の抽出等研究開発の推進やその成果を活用し、消費者の健康志向・果実の機能性に着目した製品の開発・生産等を推進する。

また、国産原料を安定供給するためには、引き続き生産者と加工業者との長期契約を推進する。さらには、原料果実の低コスト生産手法の検討、加工を前提とした栽培体系の導入を行うとともに、産地としての安定供給体制の構築、加工専用園地の設置・拡大に向けた推進手法を検討し、推進する。

⑵　かんきつ果汁工場の再編・合理化

かんきつ果汁工場の経営は、外国産果汁との価格競争下にあって、さらに、うんしゅうみかんの生産量が、全体的には減産傾向の中で、おもて年・うら年といった隔年結果により、生食用果実の需給調整の観点からおもて年には大量に原料用果実を受け入れる一方、うら年には生食用果実の価格上昇により原料用果実の確保が難しくなるなど、安定的な原料確保が困難な上、概して稼働率は低く、搾汁部門の多くが赤字となっていることから、一部工場の廃止や統合も視野に入れた再編合理化を推進する。

一方、これらの工場は、生産者やユーザーとの強い繋がり等を持っており、不良採算部門の整理を前提に、こういった強みを生かしつつ、多様な原料の確保や新商品の開発等を通じて、経営の厳しい工場の再生を促進する。

第６　その他必要な事項

1　食の安全と消費者の信頼の確保

⑴　生産段階における取組

たい肥の施用等の果樹生産の基盤となる土づくりを基本とし、化学合成農薬の使用を減少させるフェロモン剤や草生栽培などを取り入れた持続性の高い農業生産方式の導入を推進する。また、これに取り組む農業者の育成、新技術の開発を推進する。

さらに、食品安全に加え、環境保全、労働安全のための農業生産工程管理（ＧＡＰ）の導入を着実に進める。

⑵　食品に対する消費者の信頼の確保

果実及び果実加工品のトレーサビリティ制度の検討等に加え、消費者にとってわかりやすい食品表示のあり方を検討する。また、果汁等加工品の原料原産地表示の義務付けを着実に推進する。

2　バイオマスの活用

果実の搾汁時等に発生する加工残さや、剪定枝等のバイオマスについては、これを飼料、たい肥等への活用を推進し、環境負荷の低減を図る等循環型社会の形成を目指す。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第５１９号

兵庫県尼崎市南武庫之荘９丁目１番９号楠風203

債務者　高見　和邦

1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　安部　朋美

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月９日午前10時45分

5　免責意見申述期間　平成22年９月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１７６６号

京都市東山区大和大路通五条下る２丁目下梅屋町136番地　コーポ大仏305、破産手続開始申立時の住所京都市山科区西野山百々町227番地の20

債務者　松井　康弘

1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中尾　貴則

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月17日午後３時

5　免責意見申述期間　平成22年９月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９号

宮崎県都城市上長飯町5205番地216

債務者　川野　悦子

1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　佐々木　健

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午前10時15分

5　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２２年（フ）第１６７７号

名古屋市名東区高針１丁目709番地　ボンエトワール702号

債務者　磯部　知成

1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　眞家　茂樹

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月28日午後１時45分

5　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５２６号

埼玉県さいたま市南区鹿手袋６丁目14番11―101号

債務者　猪股　洋史

1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　新井　弘明

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月５日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５２７号

埼玉県さいたま市南区鹿手袋６丁目14番11―101号

債務者　猪股美枝子

1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　新井　弘明

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月５日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６４８号

名古屋市守山区緑ヶ丘110番地　シティファミリー小幡北山Ａ棟803号

債務者　鴨野　範彦

1　決定年月日時　平成22年６月28日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　若山　哲史

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月６日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部